



AIGエジソン生命保険株式会社(代表取締役社長:片岡一則)は、2007年2月1日より「AIGエジソンの3つの約束」(正式名称:年金原資保証型一時払新個人年金保険 USドル建)の販売を開始いたします。

この「3つの約束」は、中途解約をせず、据置期間満了時(据置期間は10年)を迎えた場合、年金原資額について「円元本」<sup>1</sup>を最低保証する日本で初めての外貨建定額年金保険です。外貨建の好利回りを固定利率として享受しながら、外貨建商品の不安要素であった為替変動リスクに対し、据置期間満了時の年金原資および据置期間中の死亡給付金の円支払について、円元本が最低保証されることで、資金の安全性を確保しつつ、有利な運用が期待できる商品として、幅広い年齢層のニーズに対応できる商品となっております。

なお、本商品は、2007年2月1日より株式会社大分銀行、株式会社北國銀行、多摩信用金庫で、2月5日より株式会社北陸銀行で、2月16日より東京信用金庫で販売いたします。

### 「3つの約束」のネーミングの由来

約束1: 据置期間満了まで、USドルを固定利率<sup>2</sup>で殖やす

約束2: 据置期間満了時<sup>3</sup>の年金原資額について、円元本を最低保証<sup>4</sup>

約束3: 万一の場合の死亡給付金額について、円元本を最低保証<sup>5</sup>

- 1 この商品における「円元本」とは下記のいずれかの金額のことを指します。  
 一時払保険料を円でお振込みいただいた場合(保険料円入金特約付加時): お振込みいただいた金額  
 一時払保険料をUSドルでお振込みいただいた場合: 一時払保険料がAIGエジソン生命指定の口座に着金した日における為替レート(TTM)で一時払保険料を円換算した金額
- 2 契約時に適用された据置期間中の予定利率は、据置期間満了時まで一定です。
- 3 ここでいう据置期間満了時とは年金支払開始時のことを指します。
- 4 円元本を年金支払開始日の為替レート(TTM)でUSドル換算した金額と基本年金原資額のいずれか大きい金額を年金原資額とします。
- 5 死亡給付金をUSドルで受取られる場合、円元本は保証されません。

注) 据置期間中に解約された場合、その時の契約者価額および市場価格調整率、適用為替レート(円受取の場合)に応じて解約払戻金額は変動しますので、受取額が一時払保険料または円元本を下回る場合があります。